健生食輸発1029第1号 令和7年10月29日

各検疫所長 殿

健康·生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (ベトナム産ドリアンのプロシミドン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正: 令和7年10月27日付け健生食輸発1027第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、ベトナム産ドリアンからプロシミドンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別添1のベトナムの項中、

			7		
製品検査の	条件	検査の	試験品採取	検査の方法	検査を受けることを
対象食品等		項目	の方法		命ずる具体的理由
ドリアン及	_	プロシ	別表1の3	平成17年1月24日付	基準値 (0.01ppm) を
びその加工		ミドン	によるこ	け食安発第0124001	超えるプロシミドン
品(簡易な加			と。	号「食品に残留する	が検出されるおそれ
工に限る。)				農薬、飼料添加物又	があるため。
				は動物用医薬品の	
				成分である物質の	
				試験法について」に	
				よること。	

を追加する。